

(仮称) ふしの干潟いきもの募金の設立検討について

1 募金設立の趣旨

榎野川河口域から山口湾にかけての約 344ha の広大な干潟は、渡り鳥や野鳥、絶滅危惧種カブトガニの生息地になっており、日本の重要湿地 500 にも選ばれている全国的にも重要な地域である。さらに、干潟等は、水産資源の供給、水質の浄化・CO₂吸収等の環境を整える機能、野鳥観察や環境学習を行う憩いの場の提供など、私たちに様々な恵みを与えてくれる。

本協議会では、この貴重な自然に生じていた生態系の改変・改質、人とのかかわりの減少などの課題に対して、干潟等からの恵みを持続的に享受できる場『里海』の再生を目指し、流域の多様な主体の参画と産官学民の協働・連携による取組を進めてきた。

活動を始めて 10 年以上が経過し、干潟の生物生産機能や親水性の向上等の成果が現われ、ボランティア参加者数や関係団体の増加など、地域の活動としての拡がりをみせている。しかし、一部の活動団体では、資金や担い手の確保が課題となり、活動の継続が困難な状況にある。また、自然再生の推進には科学的知見に基づいた順応的取組が基本となるため、環境モニタリングや学術研究等をさらに進めていく必要があり、これらを支援する仕組みが必要となっている。

本募金は、多くの団体や関係者で構成された「榎野川河口域・干潟自然再生協議会」が活動の重要性等を広く呼びかけ、これに共感する者の善意により、干潟等の自然再生を進めるために設けるものである。

2 募金の基本的な考え方

住民、企業、団体等の不特定多数に呼びかけ、干潟等の里海の再生の取組に共感する者から幅広く、継続的に協力を得ることを目指す。また、干潟の水産資源であり、活動の成果でもある「アサリ」を活用し、募金の効果的な運用を図る。

《募金のキーワード》

- ① 多様な生き物の生息場の保全
- ② 良好な水環境の維持
- ③ 地域の水産資源の復活
- ④ 自然に親しむ場の提供

3 募金の用途

收受した寄付金は、協議会構成員が行う干潟等の里海の再生につながる活動を支援するために活用する。

- (1) 干潟環境の向上・保全、景観の保全
- (2) 生物多様性の向上、漁場環境の改善
- (3) 環境学習等の親水活動
- (4) 調査研究・モニタリング
- (5) 活動等の広報及び啓発活動
- (6) 募金の運営・広報
- (7) その他、干潟等の保全・再生に関すること。

(活動例)

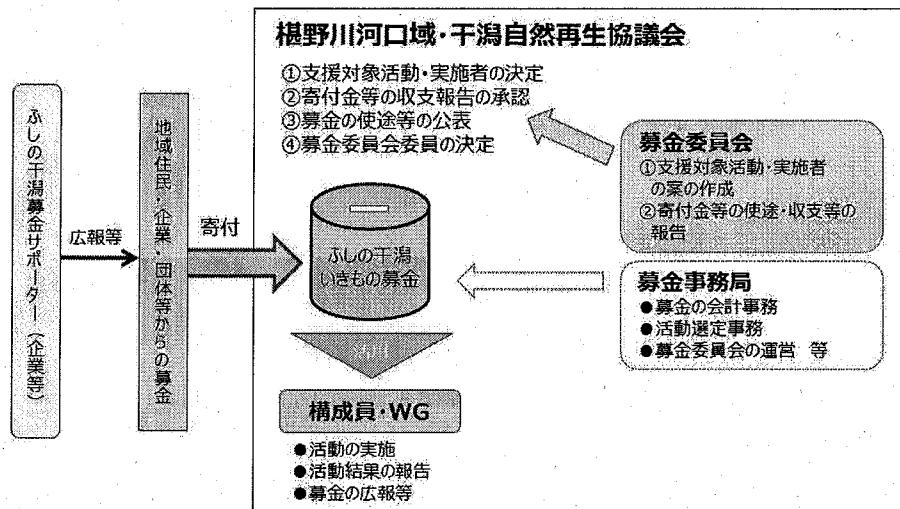
- ……干潟耕耘、海岸清掃等
- ……被覆網の設置等
- ……生物観察会、野鳥の教室等
- ……カブトガニ生息調査、野鳥調査等
- ……ニュースレターの発行等
- ……募金箱、パンフレット等
- ……上流～中流域の活動等

4 募金の運営方法

(1) 運営体制(各組織の役割)

- ・募金の適正運営を図るため、募金規約等を施行し、新たな組織として「募金委員会」及び「募金事務局」を設置する。
- ・協議会設置要綱を改正し、協議会委員の構成の方法を明確化する。

	構成等	募金に係る役割	意思決定
協議会 (会議)	・公募による活動実施者、 地域住民、NPO等、専 門的知識を有する者、 活動参加者、関係行政 機関等	・支援対象活動及びその実施 者の決定 ・寄付金等の使途、収支報告 の承認 ・募金の使途等の公表 ・募金委員会委員の決定	
運営事務局	・県：自然保護課、水産 振興課、河川課、港湾 課 ・山口市：水産港湾課、 環境政策課	・協議会会議の議事に関する 事項 ・議事要旨の作成、公開 ・協議会の会計 ・その他協議会の付託事項	
募金委員会	協議会の決議を受け、会 長に任命された委員5名 ・1名は協議会会長 ・1名は県知事から推薦 を受けた者 ・1名は山口市長から推 薦を受けた者	・支援対象活動及びその実施 者の案の作成 ・寄付金等の使途、収支等の 報告	・定足数は過 半数 ・出席委員の 過半数で決 議
募金事務局	・県自然保護課	・募金の会計事務 ・活動選定に関する事務 ・寄付者等からの問い合わせ 対応 ・資料、領収書等の送付 ・募金委員会の運営	
監査	・協議会の「監査」	・寄付金等の使途、収支等の 監査	
募金サポー ター	・協議会委員外の企業、 金融機関等	・募金の広報、募金箱設置の 協力	



(2) 運営の流れ

- 平成 30 年度から募金活動を開始し、年度中に收受した寄付金は、平成 31 年度以降に実施される活動に活用する。

H30 年 4 月 28 日	募金活動開始(第 24 回協議会会議で募金委員会設置後)
H31 年 2 月～	H31 年度 支援対象活動の募集(第 25 回協議会会議以降)
4 月上旬	H31 年度 支援対象活動案の作成【募金委員会】
4 月下旬～	H31 年度 支援対象活動の決定(第 26 回協議会会議) 活動の実施
H32 年 2 月	H31 年度 活動報告書等の提出【支援対象者】
	H31 年度 活動報告【支援対象者】(第 27 回協議会会議)
H32 年 4 月上旬	寄付金等の使途・収支等の報告【募金委員会】
4 月下旬	H31 年度 寄付金等の使途・収支等の承認 (第 28 回協議会会議)

5 募金の目標設定

現在実施されている活動、今後の募金活動等に必要な経費を試算し、年間の募金目標額を 70 万円とした。

<目標額試算の概要>

活動名	項目	支出(円)
干潟再生活動、潮干狩り、環境学習活動等のイベント	傷害保険代、資材・消耗品費、広報費、資料印刷費等	300,000
アサリ再生活動、生物調査、学術研究	傷害保険代、資材・消耗品費、	300,000
広報、募金活動等	ニュースレター印刷費、消耗品費(募金箱等)、郵送費等	100,000
合計		700,000

<参考>

他県の自然再生協議会に関する募金・基金等の状況は下表のとおり(各関係団体の決算書等から)。なお、NPO やサポーターの会費は含まれていない。

名称等【事務局】	実績 (法人の会費等除く)	募集方法
阿蘇自然再生募金【財団法人】	500～700 万円 (年)	企業寄付、寄付付きクオカード・自販機、街頭募金、募金箱等
中海(寄付)【認定 NPO 法人】	約 120 万円 (H28)	企業寄付、寄付付き商品、募金箱、gooddo 等
サンゴ礁基金【NPO 法人】	約 36 万円 (H28)	ファンドレイジング等
タナゴ基金【NPO 法人】	約 18 万円 (H29)	
伊豆沼内沼自然保護基金 + 財団運営資金寄付【財団法人】	約 15 万円 (H28)	
釧路湿原自然再生基金【行政?】	約 85 万円 (H28)	
上サロベツ(寄付)【行政?】		
くぬぎ山地区(寄付)【行政?】		

6 募集方法等

(1) 募金の受付方法

① 募金箱

- ・道の駅、企業、飲食店、旅館、公共施設等に募金箱設置の協力を依頼する。
- ・協力店舗等は、募金規約に定める「ふしの干潟募金サポーター」として登録し、ウェブサイトやニュースレターで公表する。
- ・関連イベントにおいて、受付やブース出店等と併せて募金活動を行う。

② 募金口座による振込

- ・募金専用口座を開設し、口座振り込みによる寄付を受け付ける。

③ アサリの活用

- ・県漁協吉佐支店山口支所との連携により、漁協が販売したアサリの収益の一部が募金に寄付される。
- ・協議会ワーキンググループと県漁協が連携して「潮干狩りイベント」を開催し、参加料の一部を募金に寄付、又は参加者に寄付を呼びかける(H30年4月～8月に開催予定)。

※樺野川河口干潟(山口湾)のアサリのブランド化を試みる(市場価格の10～20%の付加価値、ブランドロゴの作成等)。

※南潟における年間のアサリ漁獲目標量を300kgに設定し、モニタリング結果に基づいた適切な漁獲、学術研究の推進、費用対効果を考慮した被覆網の選択、等を進める(販売150kg/年、潮干狩りイベント100kg/年2回、イベントのあさり汁50kg/年1回で試算)。

④ 干潟イベントの参加費+寄付金

- ・協議会委員及びWGが行う環境学習活動(あさり姫プロジェクト、カブトガニ観察会等)の参加費への寄付額の付帯を検討する。

⑤ 寄付付き自動販売機 ((株)伊藤園山口支店との連携)

- ・企業や公共施設等への寄付付き自動販売機の設置を進める。

(2) 募金の広報等

- ・募金に関するパンフレットを作成し、協議会委員等の協力により幅広く広報する。また、協議会ウェブサイト、地域情報誌等を活用する。
- ・寄付の返礼品として、オリジナルグッズ(クリアファイル等)の制作を検討する。

7 寄付者への成果等の報告

協議会ウェブサイト、ニュースレター等で募金状況、募金の使途、募金サポーター、目に見える成果(指標)を示す。

- ①募金額、募金協力者数(人・団体)
- ②生物指標(アサリ収穫量、カブトガニ生息数、野鳥飛来数、アマモ場面積)
- ③活動結果(耕耘面積、イベント回数、被覆網の設置枚数等)
- ④イベント参加者数、ボランティア人数
- ⑤調査研究の件数・概要

ふしの干潟いきもの募金規約（案）

（趣旨）

第1条 この規約は、榎野川河口域・干潟自然再生協議会設置要綱第2条に定める榎野川河口干潟等の自然再生を進めるために、榎野川河口域・干潟自然再生協議会（以下「協議会」という。）が收受する寄付金等に基づいて設立する「ふしの干潟いきもの募金」について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規約において「寄付金等」とは、個人や団体等の自由な意思や了解によって提供される金銭、物品その他の物をいう。

（募金の設置）

第3条 協議会は、寄付者から收受した寄付金等を適正に管理運営するために、ふしの干潟いきもの募金（以下「募金」という。）を設置する。

（募金の使途等）

第4条 協議会は、募金を、協議会構成員が行う榎野川河口干潟等の自然再生に関する次の活動を支援するために活用する。

- (1) 干潟環境の向上・保全、景観の保全
 - (2) 生物多様性の向上、漁場環境の改善
 - (3) 環境学習等の親水活動
 - (4) 調査研究・モニタリング
 - (5) 活動等の広報及び啓発活動
 - (6) 募金の運営・広報
 - (7) その他、干潟等の保全・再生に関すること。
- 2 支援対象とする活動及びその実施者については、第5条に定める「ふしの干潟いきもの募金委員会」において案を作成し、協議会において決定する。
- 3 支援対象となった活動の実施者は、当該活動に係る内容及び収支等を記載した書類等を、活動完了後速やかに募金事務局に提出しなければならない。

（募金委員会）

第5条 協議会は、募金の適正な運営を行うため、「ふしの干潟いきもの募金委員会」（以下「募金委員会」という。）を置く。

2 募金委員会の運営は、別に定める「ふしの干潟いきもの募金委員会設置・運営規則」に基づいて行う。

（募金事務局）

第6条 協議会は、募金の事務を円滑に行うために募金事務局を設置し、次の実務を担当させる。

- (1) 募金の出納管理等の会計事務
- (2) 募金により実施される活動の選定に関する事務

- (3) 寄付者等外部からの問い合わせへの対応
 - (4) 資料・領収書等の送付
 - (5) 第5条に規定する募金委員会の運営
 - (6) その他、本募金の運営に関する業務
- 2 募金事務局は、募金専用の口座を開設し、その管理を行う。
- 3 募金事務局は、山口県環境生活部自然保護課に置く。

(支援者)

第7条 協議会は、募金の広報、寄付を呼びかけるため、団体等を支援者（ふしの干潟サポート）とすることができる。

(寄付金等の使途の指定)

第8条 寄付者は、自らの寄付金等の使途を協議会の趣旨に基づく第4条の使途の範囲内においてあらかじめ指定することができる。

(募金の運用・管理)

第9条 募金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管し、積み立てを行う。

- 2 募金の運用・活用から生じる利益は、この募金に繰り入れる。

(協議会への報告等)

第10条 募金委員会は、寄付金等の使途、収支等について協議会に報告し、承認を得るものとする。

- 2 前項の報告に当たり、事前に協議会設置要綱第9条に規定する監査を受けなければならない。

(運用・使途の公表と報告)

第11条 協議会は、本募金の運用状況と使途について定期的に公表するとともに、寄付者に報告する。

(会計年度)

第12条 本募金の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(規約の改定)

第13条 この規約を改定するには、協議会の承認を得なければならない。

附則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

ふしの干潟いきもの募金委員会設置・運営規則（案）

（趣旨）

第1条 この規約は、ふしの干潟いきもの募金規約第5条に定めるふしの干潟いきもの募金委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営について必要な事項を定める。

（構成等）

第2条 委員会は委員5名で構成し、委員の互選によって委員長1名を選出する。

2 委員は、檍野川河口域・干潟自然再生協議会（以下「協議会」という。）の決議に基づき、協議会会长が任命する。

3 委員のうち1名については、協議会会长とする。

4 委員のうち1名については、山口県知事から推薦を受けた者でなければならない。

5 委員のうち1名については、山口市長から推薦を受けた者でなければならない。

6 委員の任期は、就任日から2年とする。

7 委員は、転任、退職、傷病等の事由により委員の職務を全うできないと判断した場合、委員会の承認を得て、自らの後任を補欠委員として指名することができる。なお、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることを妨げない。

（会議）

第3条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、委員会に代理者を出席させることができる。

4 委員会の議事は、出席した委員（代理出席者を含む）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

樺野川河口域・干潟自然再生協議会設置要綱 新旧対照表

新	第1章 総則	第1章 総則	日
(名称) 第1条 この自然再生協議会は、樺野川河口域・干潟自然再生協議会（以下「協議会」という。）といふ。	(名称) 第1条 この自然再生協議会は、樺野川河口域・干潟自然再生協議会（以下「協議会」と称する。）といふ。	(対象区域) 第2条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、樺野川河口域及び山口湾（以下「樺野川河口干潟等」とする。）とする。	(対象区域) 第2条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、樺野川河口域及び山口湾（以下「樺野川河口干潟等」と称する。）とする。
(目的) 第2条 目的及び協議会所掌事務	(目的) 第2章 目的及び協議会所掌事務	(目的) 第3条 (略)	(目的) 第2章 目的及び協議会所掌事務
(所掌事務) 第3条 委員	(所掌事務) 第3章 委員	(所掌事務) 第4条 (略)	(所掌事務) 第3章 委員
(委員) 第5条 協議会は、次に掲げる委員をもつて構成する。 ① 樺野川河口干潟等の自然再生活動を実施しようとする個人又は団体 ② 地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に關し専門的知識を有する者を有する者、その他①の者が実施しようとする自然再生活動に参加しようとする個人又は団体 ③ 関係地方公共団体及び関係行政機関	(委員) 第5条 協議会は、次に掲げる委員をもつて構成する。 ① 公募による地域住民及び団体若しくは法人の代表者 ② 地域の自然環境に関する専門的知識を有する者 ③ 関係地方公共団体の職員 ④ 関係行政機関の職員	(委員) 第5条 協議会は、次に掲げる委員をもつて構成する。 ① 樺野川河口干潟等の自然再生活動を実施しようとする個人又は団体 ② 地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に關し専門的知識を有する者を有する者、その他①の者が実施しようとする自然再生活動に参加しようとする個人又は団体 ③ 関係地方公共団体及び関係行政機関	(委員) 第5条 協議会は、次に掲げる委員をもつて構成する。 ① 公募による地域住民及び団体若しくは法人の代表者 ② 地域の自然環境に関する専門的知識を有する者 ③ 関係地方公共団体の職員 ④ 関係行政機関の職員
2 委員の任期は、2年とする。 3 委員の再任は、妨げない。 4 第1項(1)～(3)までに掲げる委員は、募集によるものとする。	2 委員の任期は、2年とする。 3 第1項第1号に掲げる委員の任期期限を経過した後の委員は、任期が満了する日までに、地域住民及び団体若しくは法人の代表者に公募を行う。 4 委員の再任は、妨げない。	2 委員の任期は、2年とする。 3 第1項第1号に掲げる委員の任期期限を経過した後の委員は、任期が満了する日までに、地域住民及び団体若しくは法人の代表者に公募を行う。 4 委員の再任は、妨げない。	2 委員の任期は、2年とする。 3 第1項第1号に掲げる委員の任期期限を経過した後の委員は、任期が満了する日までに、地域住民及び団体若しくは法人の代表者に公募を行う。 4 委員の再任は、妨げない。

(途中参加委員) 第6条 (略)	(途中参加委員) 第6条 (略)
(委員資格の喪失) 第7条 (略)	(委員資格の喪失) 第7条 (略)
(辞任及び解任) 第8条 (略)	(辞任及び解任) 第8条 (略)
第4章 役員	第4章 役員
(会長、会長代理、監査及び顧問) 第9条 (略)	(会長、会長代理、監査及び顧問) 第9条 (略)
第5章 会議および専門委員会	第5章 会議および専門委員会
(協議会の会議) 第10条 (略)	(協議会の会議) 第10条 (略)
(専門委員会) 第11条 (略)	(専門委員会) 第11条 (略)
(公開) 第12条 (略)	(公開) 第12条 (略)
第6章 運営事務局	第6章 運営事務局
(運営事務局) 第13条 (略)	(運営事務局) 第13条 (略)
(運営事務局の所掌事務) 第14条 (略)	(運営事務局の所掌事務) 第14条 (略)
第7章 條則	第7章 條則

(運営細則) 第15条 (略)	(運営細則) 第15条 (略)
(要綱改正) 第16条 (略)	(要綱改正) 第16条 (略)
附則 この要綱は、平成16年8月1日から施行する。 平成18年2月5日一部改正 この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。 平成19年4月1日一部改正 この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。 平成24年4月1日一部改正 この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。 平成26年4月1日一部改正 この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。 平成28年10月1日一部改正 この改正要綱は、平成28年10月1日から施行する。 <u>平成30年2月24日一部改正</u> この改正要綱は、平成 年 月 日から施行する。	附則 この要綱は、平成16年8月1日から施行する。 平成18年2月5日一部改正 この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。 平成19年4月1日一部改正 この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。 平成24年4月1日一部改正 この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。 平成26年4月1日一部改正 この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。 平成28年10月1日一部改正 この改正要綱は、平成28年10月1日から施行する。